

ITER 調達活動における資料作成に係る

労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

ITERプロジェクト部

ITER人材・広報戦略グループ^o

1. 件名

ITER 調達活動における資料作成に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、原子力施設としての国際熱核融合実験炉イーター(ITER)の建設活動において国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が国内機関の責務として実施する ITER 計画に関する活動（調達機器の開発、設計、品質管理、性能試験、製作に関する活動及び人的貢献）における ITER 調達機器、人的貢献、広報活動に関する資料作成に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

- (1) ITER プロジェクトに関するオンラインデータの分析、及び資料の作成、情報発信
 - ①QST の運用する ITER 計画/核融合に関するオウンドメディアのアクセス及び拡散について、データを定量的に収集分析し、資料として纏めること（年 10 回程度）。
 - ② ITER 計画に関するオンライン上のデータ、新聞・雑誌上のデータを収集分析し、資料として纏めること。
 - ③ 上記の資料から有用な情報を抽出して、ソーシャルメディアやオウンドメディアで、情報発信を行うこと。
- (2) ITER 計画に関する情報収集と ITER 計画解説用コンテンツ資料の作成
 - ①ITER や核融合に関連する見学会、展示会、説明会等への参加、調達機器の製造・試験の取材、及び、那珂核融合研究所への来客者の取材を通して、情報収集を行うと共に、必要に応じて会合の準備作業、片付け作業を行う。また、ITER 機構ウェブサイト等を通して、ITER 計画の最新の状況を入手する。
 - ②ITER 計画紹介動画・イラストの制作、写真の編集
収集した情報を基に、ITER 機構の最新の活動、ITER 及び核融合に関する基礎知識等を紹介する短編動画（1～10 分程度）、イラスト素材を制作する。
- (3) ITER 計画のオウンドメディア更新
オウンドメディア（職員公募関連・調達機器以外）の更新作業を行う。
- (4) その他上記の付随的業務
上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

(1) 派遣期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 業務日及び業務時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、
その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

9:00～17:30（休憩時間 12:00～13:00）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議の上、必要な処置を講じること。）

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

茨城県那珂市向山 801 番地 1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 I T E R 人材・
広報戦略グループ

電話番号 029-210-2632

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 I T E R 人材・広報戦
略グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 I T E R 人材・広報戦
略グループリーダー

9. 必要な要件

- (1) 業務で必要な国際熱核融合実験炉 ITER 調達機器の機能や構造を理解するための基礎的知識を有すること。
- (2) 上記業務を遂行する上で必要となるパソコンソフト (MS-PowerPoint、MS-Word 及び MS-Excel) を用いた資料の作成と更新作業が可能であること。
- (3) Adobe Photoshop を用いた画像編集、Adobe Premiere を使用した動画編集、及び、CLIP STUDIO PAINT 等を用いたイラスト制作作業、ウェブサイトの更新作業の実務経験を有すること。
- (4) Google アナリティクス個人認定資格 (GAIQ) あるいは、オンラインデータ分析業務の実務経験を有すること。
- (5) 業務を遂行する上で必要となる、意思疎通及び資料の作成を日本語で行うことが可能であること（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない」。

11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (4) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、(5) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記 (1) の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に

協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3. 検査条件

毎月履行完了後、QST が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5. その他

- （1）派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- （2）QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外を含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- （3）派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- （4）派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。

- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
- また、特に次の事項に注意しなければならない。
- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上